

仕 様 書

1 工事件名：第1 宿舍給排水設備設置工事

2 工事場所：栃木県宇都宮市富士見町10-1 第1 宿舍6号棟

3 工事概要：洗面化粧台交換 1式

4 一般事項

(1) 本工事の施工は、本仕様書及び図面によるほか、下記仕様書及び関係諸規則に基づくものとする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械設備工事編)

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。

(3) 現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。

(4) 工事实施に関して、隊員及び部外者に損害を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧および保障するものとする。

(5) 本工事に必要な電気及び水道は、全て受注者の負担において用意するものとする。

(6) 発生材は、関係書類提出後、監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面(産業廃棄物管理票等)にて提出するものとする。

(7) 工事現場及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。

(8) 工事写真は、各作業の作業前・作業中・作業終了、作業後隠蔽となる箇所並びにその他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。

(9) 工事完了後は、工事現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

(10) 本工事は、令和5年3月31日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

工事件名	第1 宿舍給排水設備設置工事	図面番号	1 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科		

5 特記事項

(1) 本工事の施工場所等は次に示すとおりとする。

施工場所	部屋番号	工事概要	対象場所	工法等
第1 宿舎 6号棟	106号室	洗面化粧台交換 ・洗面化粧台 (LDA 506ACURA) ・一面鏡 (LMA500E)	洗面脱衣 室	「公共建築工事標準仕 様書」(機械設備工事編) 第5編 給排水衛生設備 工事 に従って施工する ものとする。

(2) 仕様書に記載なき事項でも技術上当然すべき事項は実施すること。

(3) 本工事の作業日程等は、監督官との調整によるものとする。

工事件名	第1 宿舎給排水設備設置工事	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科		

